

資料 1

「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画案」に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

令和元年11月1日（金）から同年11月30日（土）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの令和元年11月1日号及び市ホームページ

3 計画案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧

4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール及び持参

5 提出された意見、提案等の件数の内訳及び対応状況

反 映 区 分	件数
A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの	0件
B：意見等の趣旨等はすでに計画に反映されていると考えるもの	0件
C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの	5件
D：計画に反映できないもの	1件
E：その他	2件
合 計	8件

「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画案」に寄せられた市民からの意見等

番号	計画案の該当箇所	御意見等の概要	反映区分	御意見等に対する考え方
1	第5章 教育・保育の提供 体制(P61)	1号認定の利用定員について、見込み量と確保量のかい離がはなはだしいと考える。	D	1号認定の確保量については、市内認定こども園及び幼稚園の利用定員の合計となりますが、これに対し、利用児童の見込み量が大きく下回るため、かい離が発生しています。 現在、幼児教育のあり方について検討中ですので、その結果に基づいて、必要に応じて修正していきます。
2		2、3号認定の利用定員について、国の勧める弾力運用により、従来から保育所等は利用定員数に対し、100%から120%の児童数を受け入れて運営してきた。 従って、認可・運営基準からすれば200人から300人程度は入園の余裕があるため、認可保育所等の新設や既存保育所等の利用定員増は不要である。	C	計画上の確保量は各保育所等の利用定員の合計となりますので、弾力的運用による受け入れを確保量に含めることはできません。 なお、確保量の調整に当たっては、少子化の傾向を踏まえ、どのような方法で行うか検討し、丁寧に対応していきます。
3		企業主導型保育事業の促進については、質の確保に重点を置くべきである。	C	保育の質の確保について、施設・事業形態ごとに具体的に記載することは、本計画の性質上、適当ではないと考えますが、62ページにあるとおり、全ての施設・事業において質の高い保育が提供されるよう努めていきます。 なお、いただいた御意見は参考にさせていただきます。

番号	計画案の該当箇所	御意見等の概要	反映区分	御意見等に対する考え方
4	第5章 教育・保育の提供体制(P61)	0歳児の利用定員の半数程度を1、2歳の利用定員に移行できるよう、施設・設備改善等の支援を市が行うことも必要である。	C	<p>保育所等の施設・設備改善等に関する支援について具体的に記載することは、本計画の性質上、適当ではないと考えます。</p> <p>なお、計画上の見込み量は、各年4月1日時点のものであるため、0歳児の利用定員は、確保量が見込み量を上回っていますが、年間を通して産後休業及び育児休業の期間満了時に、円滑に保育所等を利用できるよう、確保しておく必要があります。</p> <p>いただいた御意見を参考に、0歳児クラスの定員に余裕がある場合は、各保育所等と情報交換を図り、年齢クラス間の弾力的運用を行うなど、柔軟に対応していきます。</p>
5		0歳児の入所が減少していることから、主任保育士配置加算の要件のうち、3人以上の乳児在園要件を無くすなどして、1、2歳児の保育体制を強化すべきである。	E	<p>施設型給付費等の加算要件等について具体的に記載することは、本計画の性質上、適当ではないと考えます。</p> <p>なお、国の制度に基づく加算であるため、市単独での要件緩和はできませんが、いただいた御意見を参考に実態に即した制度のあり方について、国及び県に対して要望していきます。</p>
6	第5章 教育・保育の質の向上(P62)	保育の質の確保について、従来市が行ってきた「他機関による研修の紹介」のみではなく、市自身が主催する、ニーズに合った研修を行うべきである。	C	<p>研修の内容について具体的に記載することは、本計画の性質上、適当ではないと考えます。</p> <p>なお、いただいた御意見を参考に、ニーズに合った研修となるように内容について検討していきます。</p>

番号	計画案の該当箇所	御意見等の概要	反映区分	御意見等に対する考え方
7	第5章 教育・保育の質の 向上 (P62)	保育の質の確保について、国の方針で職員処遇の改善が行われてきたが、未だに全産業の平均賃金に比べ月額 11.6 万円少ない。保育人材の確保と定着のために、自治体独自の加算をすべきである。	E	保育士の処遇改善の内容について具体的に記載することは、本計画の性質上、適当ではないと考えます。 なお、保育士の処遇改善については、国の責任において実行するものと考えますので、保育士確保と定着支援をより一層推進するため、いただいた御意見を参考に国及び県に対して要望していきます。
8	第2章、第5章 地域子育て支援拠 点事業（ぽけっと 21） (P18、P64)	利用者数が減少し、また乳幼児数が減少しているのに、何故事業拡大の検討が必要なのか。利用の希望があるとすれば何故利用されていないのか検討すべきである。 この機能は、未就園児に対し、地域開放事業等で多くの保育所が果たしてきたもので、保護者にとっての評価が高く、認知されなければならないものであり、ぽけっと21 だけでは、この機能を果たすことは、到底不可能である。 保護者は、保育体験や参加などの実体験を踏まえた身近な利用しやすい場を求めていると考える。	C	ぽけっと21 の利用者数の実績は、増加傾向にあるため、より多くの保護者が身近な地域で利用できるよう、事業拡大が必要と考えています。 なお、いただいた御意見を参考に、保育所等が実施する地域との連携事業について、情報交換や連携を図りながら、周知等に努めていきます。